

東かがわ市障がい者活躍推進計画

機関名	東かがわ市（市長部局）
任命権者	東かがわ市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東かがわ市（市長部局）における障がい者雇用に関する課題	<p>東かがわ市（市長部局）においては、令和元年6月1日時点の障害者任免状況通報書において、法定雇用率を達成している。</p> <p>今後も法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障がい者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【目標】法定雇用率を毎年達成する （参考）令和元年6月1日時点の法定雇用率2.5% 8人（達成）</p> <p>評価方法：毎年の障害者任免状況通報書により把握及び進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、総務部総務課職員を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として、総務部総務課職員を選任し、職員の相談を受け付ける。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

東かがわ市議会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	東かがわ市議会事務局
任命権者	東かがわ市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東かがわ市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>本機関においては、職員数が小規模な機関であり、これまでに職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、今後、職員の募集・採用を行う場合には、雇用した障がい者である職員の活躍のために、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるような体制整備や各種取組を進めることを検討する。</p>
目標	
①採用に関する目標	【目標】本機関の職員数が法定雇用率の達成が必要な職員数となった場合には、法定雇用率を達成することを目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市長部局の障害者雇用推進者と連携のうえ活躍を推進する。 ○市長部局の障害者職業生活相談員が職員の相談を受け付ける。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

東かがわ市選挙管理委員会障がい者活躍推進計画

機関名	東かがわ市選挙管理委員会
任命権者	東かがわ市選挙管理委員会 委員長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東かがわ市選挙管理委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>本機関においては、職員数が小規模な機関であり、本機関の特殊性から、これまでに職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、今後、職員の募集・採用を行う場合には、雇用した障がい者である職員の活躍のために、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるような体制整備や各種取組を進めることを検討する。</p>
目標	
①採用に関する目標	【目標】本機関の職員数が法定雇用率の達成が必要な職員数となった場合には、法定雇用率を達成することを目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○市長部局の障害者雇用推進者と連携のうえ活躍を推進する。</p> <p>○市長部局の障害者職業生活相談員が職員の相談を受け付ける。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

東かがわ市監査委員事務局障がい者活躍推進計画

機関名	東かがわ市監査委員事務局
任命権者	東かがわ市代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東かがわ市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>本機関においては、職員数が小規模な機関であり、本機関の特殊性から、これまでに職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、今後、職員の募集・採用を行う場合には、雇用した障がい者である職員の活躍のために、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるような体制整備や各種取組を進めることを検討する。</p>
目標	
①採用に関する目標	【目標】本機関の職員数が法定雇用率の達成が必要な職員数となった場合には、法定雇用率を達成することを目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市長部局の障害者雇用推進者と連携のうえ活躍を推進する。 ○市長部局の障害者職業生活相談員が職員の相談を受け付ける。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

東かがわ市農業委員会障がい者活躍推進計画

機関名	東かがわ市農業委員会
任命権者	東かがわ市農業委員会 会長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東かがわ市農業委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>本機関においては、職員数が小規模な機関であり、本機関の特殊性から、これまでに職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、今後、職員の募集・採用を行う場合には、雇用した障がい者である職員の活躍のために、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるような体制整備や各種取組を進めることを検討する。</p>
目標	
①採用に関する目標	【目標】本機関の職員数が法定雇用率の達成が必要な職員数となった場合には、法定雇用率を達成することを目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○市長部局の障害者雇用推進者と連携のうえ活躍を推進する。</p> <p>○市長部局の障害者職業生活相談員が職員の相談を受け付ける。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

市外一市一町組合障がい者活躍推進計画

機関名	市外一市一町組合
任命権者	市外一市一町組合 組合長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
市外一市一町組合における障がい者雇用に関する課題	<p>本機関においては、職員数が小規模な機関であり、本機関の特殊性から、これまでに職員の募集・採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、今後、職員の募集・採用を行う場合には、雇用した障がい者である職員の活躍のために、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるような体制整備や各種取組を進めることを検討する。</p>
目標	
①採用に関する目標	【目標】本機関の職員数が法定雇用率の達成が必要な職員数となった場合には、法定雇用率を達成することを目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○市長部局の障害者雇用推進者と連携のうえ活躍を推進する。</p> <p>○市長部局の障害者職業生活相談員が職員の相談を受け付ける。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

東かがわ市教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	東かがわ市教育委員会
任命権者	東かがわ市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東かがわ市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>東かがわ市教育委員会においては、令和元年6月1日時点の障害者任免状況通報書において、法定雇用率を達成している。</p> <p>今後も法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障がい者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障がい特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【目標】 法定雇用率を毎年達成する （参考） 令和元年6月1日時点の法定雇用率2.4% 3人（達成）</p> <p>評価方法：毎年の障害者任免状況通報書により把握及び進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○市長部局の障害者雇用推進者と担当者が連携のうえ、活躍を推進する。</p> <p>○市長部局の障害者職業生活相談員と担当者が連携のうえ、職員の相談を受け付ける。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を聞き取りのうえ、把握することとし、必要であれば、検討を行い必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった要件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>